

南砺市伝統的工芸品産業事業継続支援補助金の概要

南砺市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少している南砺市内の伝統的工芸品産業に従事する事業者を支援するため、制作に必要な原材料及び外注費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

【補助対象者】

○交付対象となる事業者は、次の要件を満たすものとします。

- (1) 市内において国指定の伝統的工芸品産業（井波彫刻、五箇山和紙）を営む組合、事業者。
ただし、井波彫刻にあつては、井波彫刻協同組合の組合員に限る。五箇山和紙は、（一財）五箇山和紙の里、東中江和紙加工生産組合、（農）五箇山和紙をいう。
- (2) 次に掲げる者は、補助対象としません。
 - 1) 政治又は宗教活動を行うことを目的とした団体等
 - 2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団や南砺市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体及び個人
 - 3) 市税の滞納がある団体及び個人
 - 4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする団体及び個人

【補助対象事業】

○補助金の交付の対象となる事業、経費等は、以下に定めるとおりです。ただし、既に他の補助金等の交付の対象とされた経費を除きます。 (別表)

| 補助事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 限度額 |
|---------------------|------------------------------------|---------------|--|
| 1 伝統的工芸品産業事業継続支援補助金 | 伝統的工芸品制作に必要な原材料費及び外注費、雇入れ費等（消費税込み） | 補助対象経費の2分の1以内 | 組合等：50万円以内 事業者：30万円以内 (当該年度のみ1回限り) |

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、切捨てとします。

※同一補助対象者につき1回限りとします。

※転売目的の原材料費等は対象としません。判明した場合は、補助金を返還とします。

※（交付申請、実績報告ともに）申請期限は令和4年3月4日とします。

【補助金交付に必要な書類】

○交付申請時

- ・ 伝統的工芸品産業事業継続支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 市税の完納証明書、その他市長が必要と認める書類

○実績報告時

- ・ 伝統的工芸品産業事業継続支援補助金実績報告書（様式第4号）
- ・ 実績報告書、経費の支払を証する書類（請求書・領収書）、その他市長が必要と認める書類

【お問合せ・申請先】

939-1692 南砺市荒木1550番地 南砺市ブランド戦略部 商工企業立地課 地域経営係
TEL：0763-23-2018 FAX：0763-52-6348